

二戸地方振興局長告示第 10 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事を完了した旨届出があった。

平成 18 年 5 月 12 日

二戸地方振興局長 田 山 清

届出者の名称	所在地	地区名	完了年月日
軽米町	九戸郡軽米町	観音林	平成 17 年 12 月 1 日
〃	〃 〃	駒木向	平成 17 年 12 月 19 日
九戸村土地改良区	〃 九戸村	倉野	平成 18 年 2 月 17 日